

## 茨城県企業局が発注する建設工事における情報共有システム試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、建設現場における生産性の向上を推進するための取組の一環として、茨城県企業局が発注する建設工事（営繕工事を除く）において情報共有システムを試行するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 本試行要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

#### (1) 情報共有システム

ICT(情報通信技術)を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、本局ではASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)方式(※1)によるものとする。

※1 「ASP方式」とは、インターネット経由でアプリケーションを提供する方式をいう。

#### (2) 受注者

発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任(監理)技術者などの関係者も各種工事情報の共有が可能である。

#### (3) 発注者

受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督員(総括監督員、主任監督員、監督員)を主に指す。なお、検査員や発注担当職員等の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

#### (4) 工事帳票

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書で定義する「書面」を指す。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。なお、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の押印・署名と同等の記録が各工事帳票に記録される必要がある。

### (情報共有システムの対象工事)

第3条 本試行の対象工事は、当面の間、茨城県企業局の発注する建設工事(営繕工事を除く)のうち、発注者の指定する工事とする。

- 2 前項の規定する対象工事以外は、情報共有システムの活用により生産性向上が見込まれない場合を除き、原則として受注者希望により活用できる工事として発注する。活用については、受注者の希望に基づき契約後の受発注者協議により決定することとする。
- 3 第1項及び第2項の規定に基づき発注する工事は、特記仕様書にその旨を明示する。
- 4 本要領の適用日時点で発注済み(契約済みを含む)の案件についても、受発注者協議により試行対象工事とができるものとする。

### (情報共有システムの機能要件)

第4条 本試行において使用できる情報共有システムは、国土交通省の「情報共有システム提

供者における機能要件」を満たすものとする。なお、使用するシステムの決定については、国土交通省ホームページに公表されている「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」(※2)を参考に受発注者協議により決定する。

- 2 受発注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意するものとする。

※2 国土交通省HP情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表  
([http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyu\\_taiou/](http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyu_taiou/))

(対象とする工事帳票)

第5条 情報共有システムで対象とする工事帳票は、別紙1を基本に、受発注者協議により決定するものとする。

なお、茨城県企業局様式が定められている工事帳票がシステムで作成できない場合は、国土交通省が定める様式を準用することとする。

(対象とする工事帳票の決裁)

第6条 対象とする工事帳票の決裁は、情報共有システム上で行うことが出来るものとする。

(セキュリティ関係)

第7条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から次の項目の管理を徹底しなければならない。

- ① ID・パスワードの管理の徹底
- ② ウィルス対策の徹底
- ③ 個人情報等機密情報の管理徹底
- ④ 工事関係データの管理徹底（定期的なバックアップなど）
- ⑤ その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(検査)

第8条 情報共有システムで処理を行った工事帳票は、電子データでの工事完成(中間)検査の受験を可能とする。なお、検査時の取扱いについては、別紙1を基本に、受発注者協議により決定するものとする。

(情報共有システムで処理を行った工事帳票の電子データの納品)

第9条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体(CD-R等)で納品するとともに、一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会と東京大学生産技術研究所等を主体として実証実験が行われている「オンライン型電子納品システム」への納品を基本として、受発注者協議により決定する。

(情報共有システム利用に係わる経費)

第10条 情報共有システムの利用に係わる経費（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。（積算基準及び標準歩掛参照）

(システム利用に関するアンケート)

第 11 条 受注者は、工事完成後14日以内に、別紙2のアンケートを提出するものとする。

2 対象工事の監督員は、受注者からアンケートの提出があったときは、その写しを本局施設課に提出するものとする。

(その他)

第 12 条 本試行要領に定めがない事項に関しては、「土木工事の情報共有システムの活用ガイドライン」(国土交通省)を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

付 則

この要領は、令和3年11月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事に適用する。

(参考) 特記仕様書の記載例

第3条1項の規定により発注する工事の場合（発注者指定の工事）

(情報共有システム試行工事)

第〇〇条 この工事は、茨城県企業局が発注する建設工事における情報共有システム試行要領（令和3年11月 茨城県企業局）（以下「要領」という。）第3条第1項の規定に基づく情報共有システム試行の対象工事である。

- 2 試行工事の実施にあたっては、要領に基づくものとする。この要領は、茨城県企業局のホームページから入手できる。

（～～～～掲載アドレス記載～～～～）

- 3 工事契約後、受発注者間の協議により対象書類等を決定する。  
4 受注者は、試行の効果を検証するためのアンケート調査に協力するものとする。  
5 やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議により本工事を対象工事から外すことができるものとする。

第3条2項の規定により発注する工事（受注者希望の工事）

(情報共有システム試行工事)

第〇〇条 この工事は、茨城県企業局情報共有システム試行要領（令和3年11月 茨城県企業局）（以下「要領」という。）第3条第2項の規定に基づき、受注者の希望により情報共有システムを活用することができる工事である。

- 2 情報共有システムの活用は、受注者の希望に基づき受発注者協議により決定する。  
3 試行工事の実施にあたっては、要領に基づくものとする。この要領は、茨城県企業局のホームページから入手できる。

（～～～～掲載アドレス記載～～～～）

- 4 第2項の規定に基づき情報共有システムの活用が決定した場合、工事契約後、受発注者間の協議により対象書類等を決定する。  
5 第2項の規定に基づき情報共有システムを活用した場合、受注者は試行の効果を検証するためのアンケート調査に協力するものとする。

## ■情報共有システム試行対象書類一覧表

別紙1

令和3年11月適用版

作成時期	工事関係書類				本工事での取扱い	試行における書類の基本的な取扱い		備考
	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		ASP	紙	
工事着手前	契約関係書類	1	現場代理人及び主任・監理技術者等選(改)任通知書	工事請負契約書第10条1項			○	
		2	工程表	工事請負契約書第3条1項			○	
		3	建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書	共通仕様書1-1-1-40	○			
		4	請求書	工事請負契約書第34条1項			○	
	その他	5	工事カルテ(CORINS)	共通仕様書1-1-1-5				提示
		6	再生資源利用計画書-建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-18		協議(A)		施工計画書に含めて提出
		7	再生資源利用促進計画書-建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-18		協議(A)		"
	工事書類	①施工計画	8	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4		協議(A)	
			9	設計図書の照査確認資料 (契約書第18条に該当する事実があった場合)	工事請負契約書第18条 共通仕様書1-1-1-3	○		
			10	工事測量成果表 (仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-37	○		
			11	工事測量結果	共通仕様書1-1-1-37	○		
		②施工体制	12	下請負人通知書・再下請負通知書・作業員名簿	建設工事執行規則 建設工事施工適正化指針		○	
			13	施工体制台帳	共通仕様書1-1-10 建設工事施工適正化指針		協議(A)	
			14	施工体系図	共通仕様書1-1-10 建設工事施工適正化指針		協議(A)	
施工中	施工状況	③施工管理	15	監督票・指示(承諾)書(金額の変更を伴うもの(軽微なものを除く))	建設工事施工等の手続き及び監督規定		○	金額変更に伴う案件については、県では当面紙での運用とする。
			16	監督票・指示(承諾)書(上記以外)	建設工事施工等の手続き及び監督規定		協議(A)	
			17	工事打合せ記録簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2		協議(A)	
			18	工事打合せ記録簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2		協議(A)	
			19	工事打合せ記録簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2	○		
			20	工事打合せ記録簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2	○		
			21	工事打合せ記録簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2	○		
			22	関係機関協議資料(許可後の資料)	共通仕様書1-1-1-35		協議(A)	許可後の資料は提出ではなく提示でよい。ただし、監督員から請求があった場合は提出する。 監督員から請求があった場合は提出する。
			23	近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-35		協議(A)	
			24	段階確認書	共通仕様書3-1-1-5	○		
		④安全管理	25	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-36	○		
			26	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-26		協議(B)	提示
		⑤工程管理	27	工事履行状況報告書(実施工程表含む)	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24	○		
			28	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23			施工中は提示
		⑥出来形管理	29	出来形数量計算書	共通仕様書3-1-1-7			"
			30	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23			"
		⑦品質管理	31	材料使用届	共通仕様書2-2	○		添付資料(品質証明資料等)が膨大であるなど、効率化に繋がらないと判断されるものについては、ASPの対象としない。
			32	認定請求書	工事請負契約書第34条4項		○	
	契約関係書類	中間前払金	33	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第34条3項		○	
			34	指定部分完成通知書	工事請負契約書第38条1項		○	
			35	指定部分引渡書	工事請負契約書第38条1項		○	
			36	請求書(部分完成払金)	工事請負契約書第38条1項		○	
		既済部分検査	37	出来高内訳書	工事請負契約書第37条3項 共通仕様書1-1-1-21		○	
			38	既成部分完成検査請求書	工事請負契約書第37条3項		○	
			39	出来高内訳書	工事請負契約書第37条3項 共通仕様書1-1-1-21		○	
		部分使用	40	請求書(部分払金)	工事請負契約書第37条6項		○	
			41	部分使用承諾書	工事請負契約書第33条1項		○	
	支給材料・貸与品	支給品	42	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項		○	
			43	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-16		○	
	現場発生品		44	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-17		○	
工事完成時	その他		45	出来形報告書	共通仕様書3-1-1-6		協議(A)	
			46	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-18			提示
			47	施工中の写真、参考資料等			協議(B)	
	契約関係書類		48	完成通知書	工事請負契約書第31条第1項		○	
			49	引渡書	工事請負契約書第31条第4項		○	
			50	請求書(完成代金)	工事請負契約書第32条第1項		○	
	工事書類		51	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23		協議(A)	
			52	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23		協議(A)	
			53	工事写真	共通仕様書1-1-1-23		協議(A)	紙での提出は抜粋版で可
			54	総合評価実施報告書			協議(A)	
			55	現場環境改善の実施状況			協議(A)	
			56	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	共通仕様書3-1-1-16		協議(A)	
	その他		57	再生資源利用実施書 一建設資材搬入工事用一	共通仕様書1-1-1-18		協議(A)	
			58	再生資源利用促進実施書 一建設副産物搬出工事用一	共通仕様書1-1-1-18		協議(A)	

※ 本表は、基本的な取扱いを定めたものである。書類作成の根拠の範囲内でASPの対象・非対象を変更することが可能である。

※ 本表は工事に必要となる代表的な書類の一覧であり、本表に掲載のない書類の取扱い(ASPの対象、非対象)については、受発注者協議による。

「ASP」: 施工中に情報共有システムを利用して、電子的に授受を行うことを推奨している書類

「紙」: 契約書類、契約関係書類で、従来どおり「紙」を授受する書類

「協議A」: 施工中に情報共有システムを利用して、電子的に授受を行うが、検査時には、「紙」での提出とする書類

「協議B」: 受注者における自主的な施工管理の記録であるが、電子化することで、監督職員がその状況を把握できる書類

: ASPの試行範囲

令和3年11月版  
茨城県企業局

## 情報共有システムの試行に関するアンケート

※ このアンケートは、情報共有システム導入にあたっての課題抽出、検証を行うものであり、内容により工事成績評定等に影響を与えるものではありません。

1. 工事名

-----

2. 年齢 \_\_\_\_\_ 歳

3. 会社名 -----

4. 作業期間（実施工期）

-----

5. 現場から発注者事務所までの移動距離

10km 以下       11～20km       21～30km       31km 以上

6. 他の発注機関の工事で情報共有システムを利用したことがありますか。

ある       ない

7. 従来の提出書類の作成作業と比較して、情報共有システムを利用することにより、提出書類作成作業が効率化しましたか。また、その理由をお答え下さい。

効率化した       従来とあまり変わらない       非効率となった

(理由： )

8. 従来の紙による書類提出と比較して、情報共有システムで書類の提出・承認ができるにより、書類の提出・承認作業が効率化・迅速化しましたか。また、その理由をお答えください。

効率化した       従来とあまり変わらない       非効率となった

(理由： )

9. 提出書類の決裁はスムーズに行われましたか。

特に問題なかった

決裁が滞ることが数回あった

決裁が滞ることが多かった

10. 情報共有システムを利用することにより、工事に関する調整、合意形成に向けた質問、回答など協議経緯及び協議内容の共有・伝達が、工事関係者間（発注者～受注者）で効率的に行われましたか。
- 効率化した  
 従来とあまり変わらない  
 非効率となった（理由：）
11. 従来の発注者、請負者ごとの書類管理と比較して、書類を情報共有システムで管理することにより、書類管理、書類確認業務が効率化・迅速化しましたか。
- 効率化した  
 従来とあまり変わらない  
 非効率となった（非効率となった要因：）
12. 情報共有システムの電子成果品作成機能（フォルダ構成、ファイル名、管理ファイルの自動作成など）により、成果品の作成業務が効率化・迅速化しましたか。
- 効率化した  
 従来とあまり変わらない  
 非効率となった（非効率となった要因：）
13. 情報共有システム利用により、発注者事務所までの移動回数は減少しましたか。（書類提出、軽微な打合せなど）
- 減少した（概ねの減少率：%）  
 変わらない  
 増加した（増加の要因：）
14. 情報共有システムの利用により、紙による書類の提出枚数は減少しましたか。
- 減少した（概ねの減少率：%）  
 変わらない  
 増加した（増加の要因：）
15. 情報共有システムの利用において、ネットワーク環境等に何か問題がありましたか。
- 問題なかった  
 問題があった（内容：）

16. 情報共有システムを工事毎に選択するのではなく、発注者側で統一することによって、情報共有システムは利用しやすくなると思いますか。

- 利用しやすくなると思う
- 工事ごとに違うシステムでも変わらないと思う
- 統一してもしなくても変わらないと思う
- 分からない

17. 工事の施工中における情報共有システムの使用に当たって満足度についてお伺いします。

- 満足
- やや満足
- どちらとも言えない (理由 : )
- やや不満がある (理由 : )
- 不満がある (理由 : )

※ 理由の例：システムの操作等が難しいなど

18. 情報共有システムを使用することによって業務改善につながりましたか。

- つながった
- ややつながった
- どちらとも言えない (理由 : )
- あまりつながらなかった (理由 : )
- つながらなかった (理由 : )

19. 今後の工事で情報共有システムの利用が可能になった場合、利用したいですか。

- 利用したい
- 利用したくない
- その他 (具体的な内容を記載 : )

20. 茨城県企業局発注工事において、情報共有システムを利用することについて、ご意見等がございましたら、自由に記載して下さい

